1．令和5年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	キ．転学校の各種手続に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	ク．教育委員会ウェブページ・ツールページ等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒の入る世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものを1つに○） ア．申請締切を設定し、期間内のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けて、年度末頃から援助	ウ．随時申請を受け付けて、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学校で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものを全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、各教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、各教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものを全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安の記載等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
10	19	17	15	8	4	14	9	12	0	0	3	3	0	0	19	0	0	0	7	1	11	0	0	0	1	1	3	5	10	11	14	0	0
滋賀県	大津市	○	○	○		○		○			○	幼稚園、保育園などを通じて就学予定者に就学制度の書類を配布			○						○				○	申請を希望するものが市役所の支所（市内出張所）に提出、郵送で教育委員会へ の送付も可			○	○	○		
滋賀県	彦根市	○	○	○		○	○	○							○				○											○	○		
滋賀県	長浜市	○	○	○		○		○							○						○								○	○	○		
滋賀県	近江八幡市	○	○		○	○	○	○							○				○									○		○	○		
滋賀県	草津市	○	○		○	○	○	○							○				○										○		○		
滋賀県	守山市	○	○			○		○							○					○							○		○	○			
滋賀県	栗東市	○	○			○		○							○						○						○	○	○	○	○		
滋賀県	甲賀市	○		○	○		○	○							○						○								○		○		
滋賀県	野洲市	○	○			○		○							○						○							○		○			
滋賀県	湖南市	○		○		○	○	○							○				○									○			○		
滋賀県	高島市	○					○	○							○				○								○		○	○	○		
滋賀県	東近江市	○	○			○		○							○						○							○	○		○		
滋賀県	米原市	○	○			○	○	○							○				○										○	○	○		
滋賀県	日野町	○	○	○			○	○			○	世帯独立生活の申請・相談時に教育委員会窓口への案内他超			○						○										○		
滋賀県	竜王町	○	○		○	○		○							○				○												○		
滋賀県	愛荘町	○						○			○	小学校新1年生に関しては、就学援助制度の案内を個別で郵送した。			○						○										○		
滋賀県	甲良町		○			○		○							○						○										○		
滋賀県	多賀町		○				○	○							○						○												
滋賀県	多賀町	○	○			○		○							○						○								○	○			

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																				
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																				
都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒の費用をほぼ負担しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校>ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校>ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で説明会及び保護者に対して案内（配布に加え説明会がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）ケ. イ. ウ. エにOをした場合、（入学前支給の） ①開始時期 ②申請期日 ③（7の場合）支給時期	<小学校>ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増えた、支給に転換に転換へした場合の対応など、事務量負担が増加するから	エ. （入学前支給と位置づけ）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
12	19	19	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	10	0	13	8	2	4	8	7	0	0	2	4	4	0	0	0	0	0	0
滋賀県	大津市	○							○											○		○	○			○	○											
滋賀県	彦根市	○							○											○		○										○						
滋賀県	長浜市	○							○										○			○	○	○			○											
滋賀県	近江八幡市	○							○										○			○			○													
滋賀県	草津市	○							○											○		○	○									○						
滋賀県	守山市	○							○										○			○	○		○													
滋賀県	栗東市	○							○											○		○	○				○											
滋賀県	甲賀市	○							○									○				○										○						
滋賀県	野洲市	○							○											○		○	○			○												
滋賀県	湖南市	○							○											○		○					○											
滋賀県	高島市	○							○											○		○					○											
滋賀県	東近江市	○							○											○						○												
滋賀県	米原市	○							○										○			○	○			○	○											
滋賀県	日野町	○							○									○				○		○	○													
滋賀県	竜王町	○							○										○				○		○													
滋賀県	愛荘町	○							○											○										○	○	小学校新1年生に関しては、就学援助制度の案内を個別で郵送した。							
滋賀県	豊郷町	○							○										○											○								
滋賀県	甲良町	○							○										○							○	○											
滋賀県	多賀町	○							○											○						○												

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童はその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<中学校> ア．手続の簡便さから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、事務量に負担が大きくなる、事務量が増加するから	エ．入学前支給と保育無償化の制度が重複するから	オ．その他	<中学校> (6)（5）のエ及びオの内容	5．要計急変世帯の認定について（重複可） （1）当てはまるもの1つに○							（2）（1）のキの内容
10	19	19	0	0	0	0	1	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	10	0	0	0	0	0	0	0	2	0	8	1	2	0	8	8
滋賀県	大津市	○							○											○										○					
滋賀県	彦根市	○							○											○										○					
滋賀県	長浜市	○							○										○									○							
滋賀県	近江八幡市	○							○										○											○					
滋賀県	草津市	○							○											○										○					
滋賀県	守山市	○							○										○															○	特別な対応は行っていない。
滋賀県	栗東市	○							○											○										○					
滋賀県	甲賀市	○							○									○										○							
滋賀県	野洲市	○							○											○														○	他課と連携し、就学援助の認定条件の措置の対象となった保護者に療養保護者の申請の案内を実施している。
滋賀県	湖南市	○							○											○										○					
滋賀県	高島市	○							○											○														○	要計急変世帯については、申請段階での所得を推定する事が難しいこともあり、基本は前年所得で査定し認定している。（要計急変世帯 というよりも、そもそもの所得が低いことが多い。）
滋賀県	東近江市	○							○											○														○	要計急変と就学援助を区別せず、既存の就学援助制度の認定基準を用いて認定している。
滋賀県	米原市						○	令和5年度入学者から、就学援助制度とは別制度である入学支援金（交付金）として交付を行っている。交付時期は月を予定。																							○			
滋賀県	日野町	○							○									○																○	認定基準を整備することは検討していない
滋賀県	竜王町	○							○										○															○	教育委員会が給付する必要があると認めた者について、対応している。
滋賀県	愛荘町	○							○											○														○	新たな認定基準は現在検討していない。
滋賀県	豊郷町	○							○										○															○	対応していない。
滋賀県	甲良町	○							○										○												○				
滋賀県	多賀町	○							○											○												○			

		4. 就学援助制度の概要確認-認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる要要援護への影響及び対応について											6. 就学援助率
		（3） 令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																							4．（3）でソ，タ，チに○をした場合，平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い，見直し前と比べて，生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応											
都道府県	市町村名	ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村長の裁量	ウ．市区町村長等の委員等の兼職	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が就業等のため日常的に不在	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．母子・父子・寡婦の就業等の調査	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状況（学食，補習等が悪い者含む）または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態が非常に悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍の場合，1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して掛を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の場合，1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費に定める保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税者非課税世帯に一定の係数を掛けたもの（例．課税最低課税額の10倍，1.5倍等）（係数および区分を（5）に記入してください。）	テ．その他	（4）（3）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に関する係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合，市区町村民税所得割課税額に関する係数（倍率）	（6）（3）でテと回答した場合，その他の基準の内容	（7）補足事項	（1）令和5年4月以降，準要保護の認定（ア．継続がなされるもの　イ．継続がなされない（認定基準に変更））	（2）（1）でイ．継続がなされない場合 ア．生活保護基準見直しの影響が生じない旨を明示されたため，対応していない。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で認定が定となった者は，改めて，見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと認定されるため，対応していない（準要保護者がいない，影響を受ける所得層の非要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると認定されるが，対応していない	令和5年4月以降，生活エ．その他	（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）でイ．継続がなされない		令和4年度
		10	10	14	13	12	16	12	2	12	12	2	0	3	8	10	8	3	0	8	19	0	0	1	5	11	3	1	1	0	0	11	11	
滋賀県	大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○				1.2					○						平成24	6	20%未満
滋賀県	彦根市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2				○		○							15%未満
滋賀県	長浜市		○													○					1.35				○		○							15%未満
滋賀県	近江八幡市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2				○		○							10%未満
滋賀県	草津市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2					○					平成24	12	10%未満
滋賀県	守山市	○	○	○	○	○	○	○		○					○	○					1.2					○					平成24	12	10%未満
滋賀県	栗東市	○	○	○	○	○	○	○		○	○							○			1.2													10%未満
滋賀県	甲賀市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○			○				1.5					○						25	4	15%未満
滋賀県	野洲市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.2					○					平成25		5	10%未満
滋賀県	湖南市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1.2			認定基準の要件の対象者であっても，要保護者に準ずる程度困窮している者を前提としている為一定の所得基準を設けている。		○					平成24	4	15%未満
滋賀県	高島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○				1.2					○					平成24	12	15%未満
滋賀県	東近江市	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○					1.2				○				○					15%未満
滋賀県	米原市	○	○				○		○									○			1.3													15%未満
滋賀県	日野町	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.2					○					平成24年		12	20%未満
滋賀県	竜王町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2				○			○						10%未満
滋賀県	愛荘町		○				○									○					1.3					○					平成30	10	15%未満
滋賀県	豊郷町		○				○									○					1.2					○					平成24	12	20%未満
滋賀県	甲良町		○				○									○					1.2					○					平成25	5	15%未満
滋賀県	多賀町	○	○	○			○											○			1.3													15%未満

7. 令和5年度重要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の設定の有無	学用品費 費目の設定の有無	学用品費 実費・限物支給	学用品費 支給平均額	学用品費 上限額	学用品費 上限の金額	学用品費 支給平均額	学用品費 一定額	学用品費 令和5年度単価	学用品費 その他	学用品費 補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	新入学児童生徒学用品費等 実費・限物支給	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 上限額	新入学児童生徒学用品費等 上限の金額	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 一定額	新入学児童生徒学用品費等 令和5年度単価	新入学児童生徒学用品費等 その他	新入学児童生徒学用品費等 補足事項	通学費 費目の設定の有無	通学費 実費・限物支給	通学費 支給平均額	通学費 上限額	通学費 上限の金額	通学費 支給平均額	通学費 一定額	通学費 令和5年度単価	通学費 その他	通学費 補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	修学旅行費 実費・限物支給	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 上限額	修学旅行費 上限の金額	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 一定額	修学旅行費 令和5年度単価	修学旅行費 その他	修学旅行費 補足事項	(5) 補足事項
10	19	18	0	0	1	1	1	17	17	2	2	19	0	0	1	1	1	18	18	0	0	10	9	9	1	1	1	0	0	0	8	10	7	7	12	12	12	0	0	0	0	7
滋賀県	大津市	○						○	15,500		要保護単価の学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)の合計額。1年生は13,230円	○						○	54,080			○	○	28,887								○			○	22,690	16,207						
滋賀県	彦根市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○			○	22,690	18,122				
滋賀県	長浜市	○								○		○						○	54,080													○	○	20,222									-学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)の合計金額として、1年生13,200円、2～6年生15,500円を支給
滋賀県	近江八幡市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0				実績なし	○			○	22,690	20,993				
滋賀県	草津市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○	○	15,313								
滋賀県	守山市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○			○	22,690	20,950				通学費および校外活動費(宿泊を伴うもの)については、実績なし。
滋賀県	栗東市	○						○	15,500	○		1年生は13,230円	○					○	54,080			○	○	0							実績なし	○	○	20,848								
滋賀県	甲賀市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	11,782								○	○	19,597								-医療費については、小学校6年生まで福祉医療助成事の利用により保護者が負担する医療費はありません。
滋賀県	野洲市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	4,950								○	○	20,114								
滋賀県	湖南市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	19,693				月ごとの定額(14,000円)国の要保護補助金の予算単価(～12ヶ月÷8)1,166円)を学校長に認められた月分(タブレット端末の持ち帰り期間)のみ、物品単位で支給
滋賀県	高島市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	11,292				-医療費および学校給食費の支援はあるが、実質は無償化となっているため、実績無し。
滋賀県	東近江市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○			○	22,690	11,824				
滋賀県	米原市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	13,594				
滋賀県	日野町	○						○	11,630			○						○	51,080													○	○	22,690								
滋賀県	竜王町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	13,200								○	○	18,287								
滋賀県	愛荘町	○						○	13,960			○						○	54,080													○			○	22,690	10,759				
滋賀県	豊郷町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	14,690				
滋賀県	甲良町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	22,690				医療費については医療福祉費支給制度があるため支給は0円
滋賀県	多賀町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	15,630				医療費、支給平均額0円(実績なし)---多賀町子育て応援により中学校卒業まで医療費無料

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |